

## 総合評価書

平成20年3月

|         |  |
|---------|--|
| 評価対象名   | 介護事業運営適正化に関する介護事業者に対する規制の見直し                       |
| 主管部局・課室 | 老健局振興課   |
| 関係部局・課室 | 老健局総務課、総務課介護保険指導室、介護保険課、計画課、計画課認知症・虐待防止対策推進室、老人保健課 |

## 1. 関連する政策体系

|      |     |   |
|------|-----|---|
| 基本目標 | IX  | 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること                         |
| 施策目標 | 3   | 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること |
| 施策目標 | 3-2 | 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること                     |
| 個別目標 | 4   | 介護サービスの質を確保すること   |

## 2. 評価の契機等

平成19年4月に大手介護サービス事業者による不正事案が発覚し、8万人弱の利用者・2万人以上の従業員に影響を与えるとともに、介護保険制度に対する国民の信頼を著しく低下させる事態となった。この事案を受け、現在の介護保険事業運営の問題について検討することとなった。

## 3. 評価の方法等

## (1) 評価の観点

- 複数の事業所で不正な手段による指定申請を組織的に行っていた事実が明らかとなった大手介護サービス事業者は、平成17年の介護保険法改正により設けられた規定によって、介護保険事業から撤退を余儀なくされた。このような事案が発生した理由は、一義的には、人材を確保しないまま急激な事業拡大を行ったことや法令遵守の徹底が不十分であったことなど、企業体質によるものであるが、他方、現行の制度について不十分な点がなかったかどうかとも検討することとなった。
- 具体的には、介護事業運営の適正化について、過去の経緯や現状を整理しつつ、以下の観点から評価することとした。
  - ① 今回のような不正事案の再発の防止
  - ② その他現在の介護保険事業運営における問題点

## (2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

- 分析・測定の方法
  - ① 厚生労働省に設置された「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）における学識経験者等による分析・評価。
  - ② 有識者会議等の場における介護サービス事業者等の関係団体及び地方自治体からのヒアリング。
  - ③ 社会保障審議会介護保険部会における分析・評価。
- 現状分析に用いたデータ
  - ① 指定事業所のサービス種別と法人種別による内訳（別添1参照）
  - ② 指定取消等の処分があった介護保険事業所の内訳（別添1参照）

#### 4. 評価結果等

##### (1) 評価結果(問題点及びその原因)

- 有識者会議等の中で、今回の大手介護サービス事業者の不正事案の背景等に以下の問題点があることが指摘された。
  - ① 企業統治の中心である事業者の本部等に立入調査・報告徴収をすることができず、必要な命令等を行うことができなかった。
  - ② 当該大手介護サービス事業者は、いわゆる処分逃れとして、本来指定取消の対象となる事業所について、その処分前に廃止届を提出したため、指定権者が事業所に対する取消処分をできなかった。
  - ③ 当該大手介護サービス事業者は、同一グループ内の他法人に事業譲渡を行い、指定を受ける旨を表明した。これは実質的に処分の回避と見られかねない行為であったが、現行の法制度では何ら制限がない。
  - ④ 不正行為を組織的に行っていない事業者でも、一事業所の指定取消により他の事業所も一律に指定・更新を拒否されるが、これは行為と制裁の均衡という観点から妥当なものか。
  - ⑤ 事前規制から事後規制への流れの中で、事業者自らが業務の適正を確保するための内部統制の仕組みの重要性が増しているが、介護サービス事業者の法令遵守が十分に確保されていない。
  - ⑥ 利用者数・事業所数が多い事業者や、居住系サービスを展開している事業者が事業を廃止する場合、利用者のサービス確保がより重要な課題となるが、現行の法制度では、利用者のサービス確保対策が十分ではない。
- また、社会保障審議会介護保険部会では、特に保険者等の立場から、不正行為を行った事業者から介護報酬の返還金及び加算金を確実に徴収する仕組みを設けるべきだとの指摘があった。(別添2参照)

##### (2) 今後の検討の方向性

上記の評価結果等を踏まえ、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護保険事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入調査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の法改正を行うことが必要である。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

5. 評価結果の反映状況

|  |
|--|
|  |
|--|

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 外部有識者等の活用状況

|  |
|--|
|  |
|--|

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

|  |
|--|
|  |
|--|